



主な内容

令和6年度当初予算	2~3
村長選挙及び下條村議会議員再選挙のお知らせ 他	4
第9期介護保険料額について	5
2024年10月から児童手当が拡充されます!	6
令和6・7年度の保険料率が決まりました 他	7
としょかんのとびら 他	8
学校だより	9
しもじょうこの家	10
連載 集落支援員だより	12~13
ズームアップ下條	14~15
村の人事・戸籍の窓口	16~17
「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたら!	18
狂犬病予防接種 他	19
村税等納付のお願い	20~21
マイナ保険証をご利用ください	22~23
粗大ごみ・小型家電一斉収集	24~25
下條村役場職員組織表	26~27
下條村消防団	28



令和6年2月26日、開所式が行われ、子ども第三の居場所「しもじょう子の家」がオープンしました。



世帯数：1,270戸
人口：3,454人
男：1,672人
女：1,782人

(2024(令和6)年4月1日 現在)

令和6年度
当初予算

一般会計 **31億2,300万円**
(前年度比2億1,800万円増)

令和6年度予算重点施策

- ① 持続可能なむらづくり
- ② 次世代に引き継ぐ風土の整備
- ③ 村土強靱化の推進
- ④ 多様性に対応する教育・子育て環境の整備
- ⑤ 村内の賑わいの創設

■特別会計(4会計)	10億	250万円
国民健康保険	3億1,800万円	
後期高齢者医療	6,150万円	
介護保険	5億2,600万円	
村営水道	9,700万円	

一般会計の総額は、31億2,300万円で前年度と比べて2億1,800万円(7.5%)増額となり、過去2番目の大規模な予算となりました。物価高騰対策をはじめ、将来を見据えた施設の新設、道路等の改修を計画しました。誰もが住みやすく持続可能な地域の実現を目指すため積極的な予算編成を行いました。

令和6年度重点施策に基づく主なむらづくり事業

◎：新規事業 ○：拡充事業

◆持続可能なむらづくり

◎ 物価高騰対策(プレミアム商品券の発行プレミアム率20%)	840万円
生活応援商品券の支給(住民税所得割対象世帯以外の世帯へ商品券12,000円分)	470万円
◎ 光ケーブルテレビ放送設備更新事業	4,237万円
クアオルト事業事業検討経費(無理なく安心して健康づくりができる環境整備)	27万円
環境保全型資生分解マルチ等購入補助制度(脱炭素社会への取り組み)	60万円
◎ 村営集合住宅建設事業	3億3,025万円
○ 福祉医療費診療窓口での自己負担額撤廃	326万円
定住促進事業	3,133万円
○ 定住促進住宅新增改築等補助事業……新築(上限100万円)、中古(上限50万円)、増改築(上限50万円)	
○ 定住促進住宅用地取得等補助金……造成費を含む取得費の50%(上限100万円)	
○ 定住支度金(20万円)。若者新規就職応援支援金(10万円)。空家住宅改修補助金(1/2補助上限50万円)	
○ 空家解体補助(1/4補助上限100万円)	
○ 奨学金返還支援事業補助金(大学新卒者が村内に居住し飯伊管内に就職した場合年間返済額の2/3上限12万円補助)	
○ 交通弱者支援事業(村民バスの運行・福祉タクシー券支給等)	968万円
○ NPO法人元気だ下條の支援	1,693万円
青年就農給付金事業(新規就農者育成支援：県の補助事業)	1,800万円

◆次世代に引き継ぐ風土の整備

○ リニア残土処理計画策定経関係経費	1,204万円
地域ブランド推進経費(6次産業の推進)	346万円
住宅リフォーム補助事業(25%上限60万円)	1,500万円
景観整備支障木伐採・道路環境景観整備	900万円

◆村土強靱化の推進

○ 村道維持修繕・改良舗装・道路法面調査工事事業	2億3,124万円
河川維持修繕管理	1,409万円
住宅・避難所耐震診断、住宅耐震改修	197万円
避難所機能強化整備「村民センター第3会議室空調」	110万円

◆多様性に対応する教育・子育て環境の整備

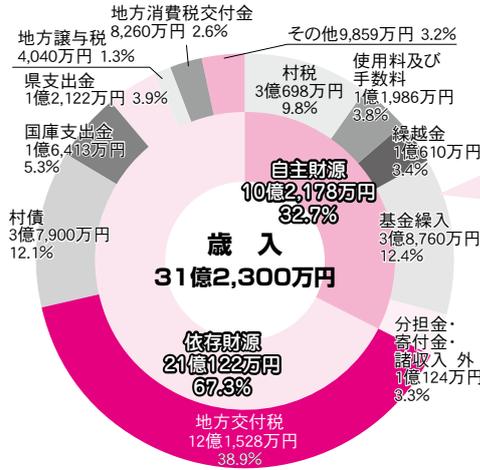
学校給食費80%助成	1,420万円
乳児から高校生までの医療費無料	1,180万円
○ 中学校国際交流事業(海外研修)	1,020万円
◎ 子ども第三の居場所「しもじょっ子の家」運営	1,433万円
小中学校学習相談・支援教諭・学習支援員配置	3,165万円
○ 保育所(加配・補助・看護師)、パート保育士等 11名配置	1,743万円

◆村内の賑わいの創出

地域づくり交付金	300万円
自主的環境整備謝金作業謝金	330万円

歳入 (一般会計)

村税	住民税や固定資産税など住民の皆さんに納めていただいている税金
繰入金	基金(貯金)を取り崩して繰入れるお金
地方交付税	全国で一定の行政サービスが行われるよう国から交付されるお金
国庫支出金 県支出金	国や県から特定の事業のために交付されるお金
譲与税・交付金	地方譲与税や地方消費税交付金など、国や県から配分されるお金
村債	公共事業等を行うために村が借りる資金(借金) R6年度は、村営住宅新設、道路法面整備事業等に活用します。



～基金の使い道～
令和6年度はふるさと応援基金1,000万円を下記の村づくりに活用します。

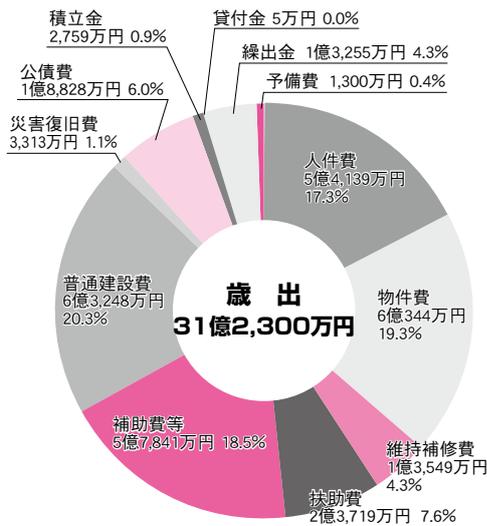
- ◎福祉に関する事業 (400万円)
介護慰労金・福祉タクシー券支給事業
- ◎教育スポーツの振興に関する事業 (250万円)
学校給食費運営経費等
- ◎自然環境保全に関する事業 (100万円)
林道整備事業
- ◎歴史文化保存に関する事業 (50万円)
指定文化財保存事業補助等
- ◎農業・商工振興に関する事業 (200万円)
持続可能な農業・商業経営支援経費

※その他特定目的基金は下條歌舞伎の継承、森林整備事業、空き家対策経費等に活用します。

歳出 (一般会計)

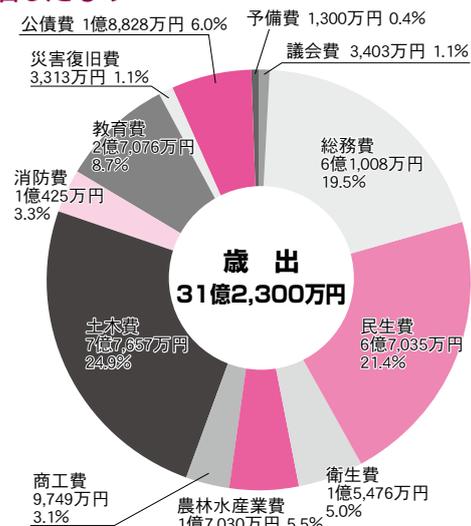
【性質別支出】

支出される経費を経済的な性質からみたもの



【目的別支出】

村がどのような行政目的のために支出をするのに着目したもの



1人当たり・1世帯あたりの村税の負担と使われるお金

<p>1人当たりの</p> <p>村税の負担額 88,569円</p> <p>使われるお金 901,039円</p>	<p>1世帯当たりの</p> <p>村税の負担額 241,907円</p> <p>使われるお金 2,460,993円</p>	<p>令和6年3月1日現在の 住民基本台帳人口・世帯数で算出</p> <p>人口：3,466人</p> <p>世帯：1,269世帯</p>
---	---	---

1人当たりに使われるお金の内訳※歳出予算額を行政の目的別に分類し、一人当たりの額を算出したもの

<p>参考</p> <p>令和4年当初予算 28億7千万円 村民一人当たり 795,675円/年 (令和4年3月1日 人口 3,607人)</p> <p>令和5年当初予算 29億5百万円 村民一人当たり 821,318円/年 (令和5年3月1日 人口 3,537人)</p>	<p>災害復旧費 9,560円 (1.1%)</p> <p>公債費 54,321円 (6.0%)</p> <p>予備費 3,752円 (0.4%)</p>	<p>土木費 224,055円 (24.9%)</p> <p>消防費 30,078円 (3.3%)</p> <p>教育費 78,117円 (8.7%)</p>	<p>衛生費 44,650円 (5.0%)</p> <p>農林水産業費 49,135円 (5.5%)</p> <p>商工費 28,127円 (3.1%)</p>	<p>議会費 9,819円 (1.1%)</p> <p>総務費 176,017円 (19.5%)</p> <p>民生費 193,408円 (21.4%)</p>
--	--	--	---	---

下條村長選挙及び下條村議会議員再選挙のお知らせ

投票日：令和6年7月7日（日）投票時間は午前7時～午後7時

開票は、同日午後8時から村民センター大会議室で行います。

告示日：7月2日（火）

期日前投票：7月3日（水）～7月6日（土） 期日前投票の投票時間は午前8時30分～午後8時

今後の予定（村長選挙及び村議会議員再選挙）

- ※立候補予定者説明会：6月5日（水） 午後2時～ 村民センター大会議室
- ※書類事前審査：6月25日（火） 午前9時～ 村民センター第三会議室
- ※立候補者受付：7月2日（火） 午前8時30分～ 村民センター大会議室

能登半島地震 災害支援活動



令和六年一月一日に発生した能登半島地震への応援として二月十一日から十六日まで輪島市にある輪島高校避難所の運営支援に行つて参りました。

能登半島を輪島市に向かつて進むほどに、傾いた家屋や段差が大きくなった道路が露わになり、被災から一ヶ月経つていてもまだ復旧が間に合っていない状況に、ただただ、衝撃を感じざるを得ませんでした。

福祉課 福祉係

古田 透

石川県輪島市避難所運営支援に従事

避難所では二チームによる交代制で運営支援にあたり、昼食・夕食の配食手伝いや衛生・生活環境改善活動を行いました。活動を通して被害の大きさを実感するにつれ「南海トラフ地震が起きたら下條村は大丈夫だろうか」と深く考えさせられました。決して他人ごとではない。そう痛感させられる光景でした。私ができることは微力ですが、ありませんでしたが、今後も微力を重ね、少しでも自分のできる支援を行つていきたいと思ひます。

総務課 総務係

塩沢 歩乃佳

多くの倒壊した家屋や規模大な土砂崩れ、大きく隆起した道路など実際の被害状況を目の当たりにし、改めて被害の甚大さを痛感しました。

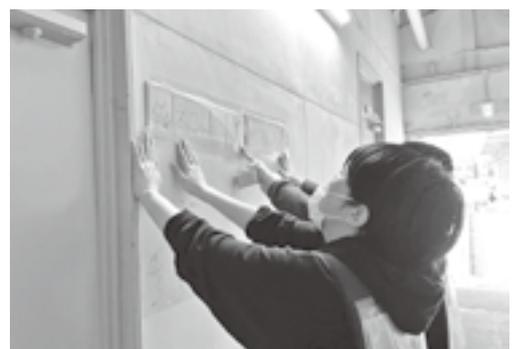
輪島高校では、派遣当時、

約八十名の老若男女の方が避難されていました。開設から一カ月以上経っていることもあり、「避難所をどう運営していくか」という段階から、「どう快適にするか」という

段階になりつつあったように思ひます。支援内容は、炊き出しの配膳、ラジオ体操など幅広く、他の派遣職員とも協力してダンボールなどを活用し、避難所の方が快適に過ごせる工夫もしました。

プライベート空間の確保が難しく、様々なストレスもある環境の中で、私たち職員を気遣つてくれる避難者の方々もいらつしやう、輪島の方の温かさも感じました。

実際に被害の現状を見て「復興までの道のりはまだまだ長い」と感じています。今回、一週間程の派遣でしたが、これからも、能登半島の日でも早い復興のために、今いる場所のできる支援を継続して行こうと思つていきます。



第9期介護保険料額について

介護保険事業の円滑な運営をはかるため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、計画に基づき介護保険料の見直しを行っています。この度、令和6年度から始まる第9期介護保険事業計画を策定し、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料について、下記の通り決定しました。

第8期計画と比較すると約14.2%の増額となります（基準額）。増額の理由は、介護保険サービスの利用回数・日数の増加や、施設サービスの利用増加などにより、給付費が増加しているためです。

今回の改正は、所得段階を9段階から13段階へ多段階化し、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げを行い、低所得者の保険料上昇の抑制を図っています。

また、第9期計画の保険料は、村の準備基金を取り崩すなどして、できる限り増額をおさえて設定しています。安定した介護保険制度運営のため、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

また、村では、介護状態にならないように各種介護予防事業を行っていますので、積極的にご参加ください。

所得段階	対象者	第8期保険料 (年額)	第9期保険料 (年額)	差額
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	21,684円	23,526円	1,892円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	36,144円	40,035円	3,891円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円超の人	50,592円	56,545円	5,953円
第4段階	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	65,052円	74,293円	9,241円
第5段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	72,288円	82,548円	10,260円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	86,736円	99,057円	12,321円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	93,972円	107,312円	13,340円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	108,432円	123,822円	15,390円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	122,880円	140,331円	17,451円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	—	156,841円	33,961円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	—	173,350円	50,470円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	—	189,860円	66,980円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	—	198,115円	75,235円

令和6年10月から児童手当が拡充されます！

現状の児童手当は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している一定所得以下の世帯に支給されています。

支給額は、3歳未満が月1万5000円、3歳以上小学生までが月1万円（第3子以降は1万5000円）、中学生では一律月1万円となっています。

※令和6年4月現在の児童手当

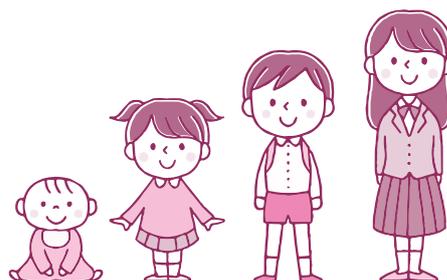
児童の年齢	月額（1人あたり）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	
3歳以上 小学生	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	

一定以上の高所得者世帯では、児童手当の特例給付（月5000円）が支給されていましたが、これも、児童手当法の改正で、2022年10月支給分から廃止されました。

令和6年10月からはこうなります！

変更される点は下記の通りです。

- ・所得制限が廃止になり全員対象に
- ・児童手当は高校卒業まで支給へ
- ・0歳～高校卒業まで、第3子は30,000円支給へ



児童の年齢	月額（1人あたり）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上高校卒業まで (18歳の誕生日後の最初の 3月31日まで)	10,000円	

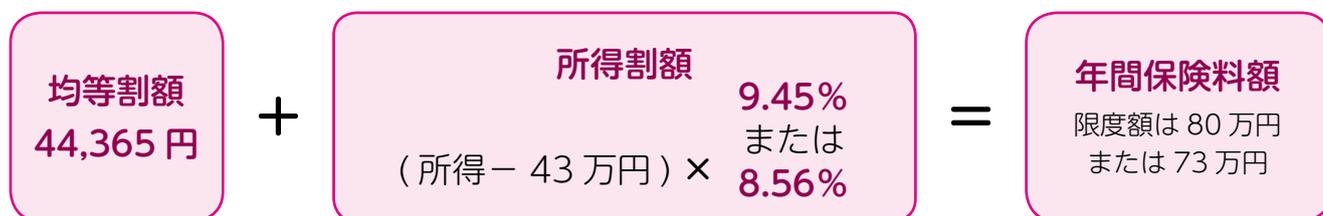
長野県後期高齢者医療制度のお知らせです

令和6・7年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。長野県における令和6・7年度保険料率は、後期高齢者の増加や医療費の伸びに加え、現役世代の負担を抑えるための国の制度改正により、次のとおり増額改定することになりました。

お一人おひとりの保険料額は6月下旬に決定し、決定通知書によりお知らせします。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

	令和4・5年度	令和6・7年度	備考
均等割額	40,907円	44,365円	
所得割率	8.43%	9.45%	令和6年度は、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合は8.56%
賦課限度額	66万円	80万円	令和6年度は、昭和24年3月31日以前に生まれた方、障害認定の方は73万円



いきいきらんどに「赤い羽根自動販売機」が設置されました



「赤い羽根自動販売機」は、飲み物を購入すると募金型自販機の取扱業者から売上の一部が共同募金会に寄付される自販機のことです。



いただいた寄付金は設置している市町村の地域福祉のための財源として活用されます。

キャッシュレス購入もでき、ポイントが貯まるお得なアプリも使えますので、是非ご利用ください。

としよかんのとびら

リレーエッセイ わたしの推し本 ①

我が人生のバイブル

金田憲治さん (下條村長)

稲盛和夫さんの本を、『心』『生き方』『働き方』等数多く読んできました。稲盛さんには「企業のあり方に対する強い信念、自分自身へのぶれない厳しき」があり、それが京セラの成功やKDDI等の改革に結びついていきました。金儲けや自己意欲ではなく、皆が豊かになるよう常に考える「働く姿勢」や「精神性」は、自分が仕事をするうえで一歩でも近づけたらと思っています。

司馬遼太郎さんの『司馬

遼太郎全講演』(全5巻・朝日新聞社)は、彼のそれまでの小説・エッセイ等全作品のエッセンスがすべて詰まった全集です。彼の世界観・歴史観、何を基準に判断するのか等がとても分かりやすく伝わってきます。司馬さんは、「歴史は勝者に利となるよう曲げて伝えられる可能性もある」との前提で、あらゆる資料や現場を総当たりし、推察、実証しながら作品を描いていきます。そしてその文章は入りやすく、読みやすいの



令和6年3月22日

です。以前、郡の副村長会で講話をする機会がありました。その折に、司馬遼太郎さんの本から世界観・歴史観を、稲盛和夫さんの本からは、生き方・考え方・実行力などを学び、職場での自分の判断基準の軸となっていることをお話ししました。これらの本は、私の人生のバイブルとなっています。本への扉を開いて、新しい世界を歩いてみませんか。

カンロ株式会社様より お菓子を寄贈していただきました



B & G財団を通じて、松本市に製造工場を持つカンロ株式会社様より、しもじょっ子の家・すくすくを利用する子どもたちに、飴・グミなどのお菓子を寄贈していただきました。

学校だより

「一日村長を実施しました」

三月二十五日、中学校生徒会役員五名による「一日村長」を実施しました。

辞令交付に始まり、役場の業務や村内の施設の視察を行いました。また、下條村について考える機会をもってもらおうと、ワークショップや村長との懇話の時間も設けました。

下條村のあたたかい未来

生徒会長 長野小和



一日村長を体験してまず初めに感じたことは、村民の皆さんの

優しさと村づくりへの熱い思いです。役場の各課や村内各所の見学の際、一つ一つ丁寧に説明してくださいました。質問にも丁寧に答えてくださったり、質問にも丁寧に答えてくださったりしました。また、午後の「これからのむらづくりについて」のワークショップでは、私たち中学生の意見に耳を傾けて共感してくださりました。体験を通して、私たちは村民の皆様を支えられて生活しているのだと改めて気づくことができました。

ワークショップやその後に行われたリニア残土埋め立て予定地についてのお話をお聞きして、私が考えたことは「もっと下條村の良いところを村内・村外の方たちに知ってもらいたい」ということです。なぜそう考えたかというところ、下條村には、まだまだ知られていない魅力がたくさんあると思つたからです。例えば、多目的広場の存在です。午前中の村内見学の際に、そば畑に隣接してつくられた多目的広場に案内していただきましたが、私はこの多目的広場のことを初めて知りました。多目的の広場以外にも、しもじょう子の家やおためしオフィスなど、村内にはたくさん素晴らしい場所・施設があるので、これらをもっとアピールして知ってもらいたいと感じました。

下條村の未来について村長さんや役場の方と話し合う中で、「ターゲットに合わせたアピール方法を考える必要がある」という意見が出てきました。下條村では、回覧板やホームページ上で情報を発信しています。今後多くの人に合わせた様々な手段で情報を発信していくことが大切だと考えました。また、私たち中学生も

学校での学習を中心として、今ある下條村の魅力や伝統をたくさん知ったり、新しいアイデアを考えたりしながら下條村と関わり、私たちの下條村をより良い村にしていきたいです。

一日村長を過して、たくさんのごことを学ぶことが出来ました。この経験をこれからの生徒会活動や村づくり意見交流会に役立てていけるように、皆でしっかりと考えていきたいと思つています。お世話になった皆様、本当にありがとうございました。

視察の様子



第4メゾンコスモス



村長との懇話



防災倉庫



ワークショップ



低温貯蔵庫



決裁



子ども第三の居場所

しもじょっ子の家

子ども第三の居場所「しもじょっ子の家」が、二月二十六日の開所式をもって正式にオープンしました。

また、この度職員を増員し、令和六年四月より、チーフマネージャー 熊谷 力(前下條小学校長)、サブマネージャー 木下 麻美の二名が中心となつて、施設の運営や、子ども・家庭の支援にあたります。



この施設では

- ・ 日中や放課後の安心な居場所の提供
- ・ 生活リズムづくり
- ・ 学習サポート(宿題の見守り、リモート授業の支援)
- ・ 読書活動、体験活動(ものづくり、調理実習など)
- ・ 相談支援等(保護者も含めた支援)
- ・ 学校への給食登校の支援等の支援を行っています。



○運営時間(正式オープン後)

区分	開所時間	開所区分
平日(月～金)	8:00～19:00 (20:00)	不登校対応 8:00～15:00 児童クラブ 15:00～
土曜日	第1・3・5 8:00～18:30 第2・4 8:00～13:30	児童クラブ
長期休暇中	8:00～19:00	一日児童クラブ

※原則利用は19:00まで(要相談)

○対象児童・生徒

- ・ 児童クラブの利用児童(就労等により日中保護者が不在の世帯)
- ・ 支援が必要な世帯の児童・生徒
- ・ ひとり親世帯
- ・ その他支援が必要と認められる者

○利用料

- ・ 児童クラブ
平日(放課後) 三百円
一日(土曜日、振替休日、長期休暇) 五百円
- ※上限三千円/月、八月のみ五千元

- ・ 小中学校登校日に、学校へ登校できない児童・生徒が利用する場合は無料
- ※児童クラブ開所時間中は料金が発生します

○その他

- ・ 利用にあたっては、事前の申し込みが必要です。お問い合わせください。
- ・ しもじょっ子の家に連絡をとる際は、〇二六〇ー二七一〇五〇へお電話ください。
- ・ 第三の居場所としての運営時間以外は、子ども・大人を問わず、交流の場としてご利用いただくことも可能です。(要事前申請)

引き続き、子どもたちの健やかな育ちの支援のため、地域の皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

この事業は、B&G財団より設置・運営の助成を受け実施するものです。



【令和6年度 下條村奨学金返還支援事業補助金のお知らせ】

奨学金返還者の就労初期における経済的負担を軽減することにより若い世代の村内への定住や、村内及び飯田下伊那区域への就業の促進を目的として、在学中に借り入れた奨学金（日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）、あしなが育英会奨学金、地方公共団体が設置する奨学金）の返還に係る費用の一部を補助しています。

対象の方は、35歳以下で下條村内に生活拠点を置き（住所があること）、村内及び飯田下伊那区域に就労し、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業後、自ら奨学金の返還をしている方です。補助額は、奨学金返還に係る費用の2/3で年間上限12万円、最大5年間です。

【令和6年度 下條村若者新規就職応援補助金のお知らせ】

30歳未満で下條村に生活拠点を置き（住所があること）、令和6年4月以降に通勤可能な企業等に就職し、新規採用として3年以上継続雇用される方に10万円の若者新規就職応援補助金の申請を受け付けております。申請の締切りは、正規雇用された日から1年以内となります。

奨学金返還支援事業補助金及び若者新規就職応援補助金の詳しいお問合せ・申請先は役場総務課企画財政係までお願いします。

総務課 企画財政係 TEL 0260-27-2346（直通）



下條村テレ移住体験「S-テレ」近日公開

下條村の新しい移住ホームページが近日公開予定です！従来の職員の一元管理によるものではなく、下條村に関係する全員で作っていくホームページ。コンセプトは・・・「下條村の365日、真実の日常とつながる。」以下、概要となります。



オンライン会議システムにより、移住希望者と下條村の住民とのリアルなつながりの創出。遠くにいながらリアルタイムな交流。オンラインによる井戸端会議。移住する前から村に知り合いがいる状態、「安心して移住できる村」。

YouTube 動画により下條村のありのままを発信。

コンテンツの例) 移住者へのインタビュー 移住希望者が気になる、知りたいことをQ&A形式で紹介 下條村での生活ぶりや仕事、家、環境等を紹介



公開イメージ



3 『相続後の管理が大変。維持費用も発生します。』

曖昧な相続はトラブルにつながることも。

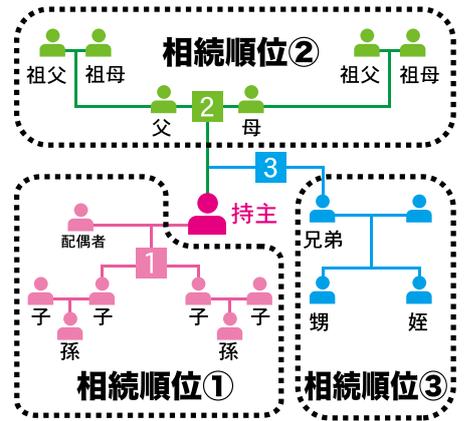
住まいは共有で相続すると責任が曖昧となり、管理されにくくなりがちです。空き家を遠方で所有する世帯も多く、処分や管理を巡って周辺住民とトラブルになる事例もあります。

維持管理費用について

空き家を所有すると、様々な維持費用が必要です。県外で空き家を所有した場合の維持費用の例を示します。

種別	費用	備考
固定資産税	3.5万円	土地 500㎡・建物180㎡
光熱水費	2.88万円	電気：¥1,100/月+水道¥1,300/月
維持管理費	6.6万円	交通費：¥30,000+草刈委託 ¥36,000

年間の合計 **12.98万円**



参考：相続順位説明図



令和6年4月から登記の義務化が始まるので、相続人を必ず決める必要があります！

空き家は事前の対策が大切！！

4 自分の建物を調べよう！！

調べることで具体的な検討が可能になります。

- ・建物の劣化の状態・耐震性能
- ・建物・土地・畑の活用の法的制限
- ・自然災害のリスク



5 片付けよう！

本人しか判断できない荷物ばかりです。

- ・家財が多くの残った空き家は、活用が難しく放置されがちです。
- ・仏壇・位牌はお寺へ、神棚は神社に事前相談を。



6 話し合っ方針を決めておこう！

事前の話し合いが有効です。

- ・住まいの方針が決まらなると相続後もそのまま放置されがちです。事前の話し合い、または遺言書が有効です。



7 わからなければ任せましょう！

抱え込まずに任せましょう。

- ・判断が難しい場合は、まずご親族にご相談を。結果的に迷惑をかけないことに繋がります。



登記をすることで相続が円滑になります。

- ・空き家の活用や処分のためには、正しく登記されていることが必要です。



親族以外にも任せられる制度があります。

- ・本人が後見人を選び、財産管理等の代理権を与える『成年後見制度』があります。



※各家庭のご事情に合わせてご検討いただければと思います。

個別相談ははじめました!! お気軽にご相談ください。

【相談例1】

空き家・土地を買ってくれる人 借りてくれる人を募集したい。

【相談例2】

空き家を持っているが どうしていいかわからない。

【相談例3】

定住できる土地・家がほしいが 何をすべきかわからない。

下條村役場 集落支援員 木下まで
0260-27-2311 (代表) 0260-27-2346 (直通)

次号につづく ...

連載 集落支援員だより



第1回：空き家問題と事前対策



集落支援員
木下 和之

みなさん、こんにちは。集落支援員の木下です。このページでは、住まいの相談室と題して、空き家と移住定住に関する情報発信を連載していきたいと思います。

第1回目となる今回は、『空き家問題』と『空き家の事前対策』についてまとめました。

単に『空き家』と言っても、持ち主にとっては思い出が詰まった宝物のように大切な場所ではないでしょうか。先祖代々受け継がれる土地や建物をそのまま残したいと思われる方が大多数だと思います。(私もその1人です。)

一方で、一度空き家となってしまうと建物は急激に劣化することがわかっていきます。持ち主の負担も大きくなり、結果的に空き家の状態が悪化してから手放す事例を多く聞きます。

今日の私たちの『家の常識』は、戦後の急激な人口増加と大量生産・消費社会の仕組みの中で作られてきました。当時は住む場所を供給すべく家を数多く建て、それを継ぐ子供も大勢いました。経済成長が落ち着いた現在の日本では人口減少は避けられず、持続可能な社会への転換を迫られています。子供が家を継ぐことが難しい時代となり、私たちの『家の常識』も少しずつ変えていく節目なかもしれません。今後は、そのような持続可能な社会における豊かな生活(新たな常識)を自ら創造していくことが大切な気がしています。

現在、下條村では各地区の空き家調査を進めています。詳細調査を進める中で皆さんの声をお聞かせいただき、下條村にとって最も相応しい対策を一緒に考えて行きたいと思っています。

空き家の何が問題なの？

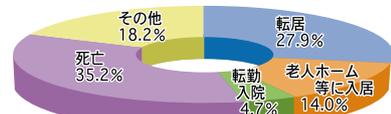


1 『なぜ空き家になるの？』

空き家になる理由

- 1：最後に住んでいた人が亡くなったため(35.2%)
- 2：別の住宅へ転居(27.9%)
- 3：「老人ホーム等に入居」(14.0%)

そんな空き家を所有することになった原因の52%が相続によるものです。



「2018年住宅・土地統計調査」(総務省)

2 『管理できない空き家は劣化し、周辺への悪影響を及ぼします。』

カビ・結露の発生

- ・換気不足によるカビが原因で、木材腐食やシロアリ発生・悪臭を引き起こします。

危険が及ぶ

- ・外壁の劣化等により、隣家や通行者に危険が及ぶことがあります。
- ・災害時には危険性がさらに高まります。

外壁の剥離

- ・外壁のひび割れから雨水が浸水し、腐食・落下することがあります。

こんなはずは...



排水管からの悪臭・虫の発生

- ・排水管内の防臭・防虫用の水が蒸発し、悪臭や虫が発生します。



こんな臭いは!

草木の繁茂

- ・庭が荒れて周辺住民へ悪影響を与えます。

不衛生になる

- ・空き家にすみついたネズミなどの害獣は、周辺の家にも衛生上の悪影響を及ぼします。

景観を損なう

- ・維持管理が行き届かず、景観を乱す可能性があります。



犯罪の発生・不法占拠

- ・空き家は空き巣や犯罪者に狙われやすく、下伊那地域でも被害報告が出ています。

害獣・害虫

- ・ハクビシンなどの害獣が入り建物を傷めます。

下條

令和6年2月から
令和6年4月まで



▲▶ 1月30日、2月18日に「下條村未来づくりワークショップ」を開催。会議とは違ったグループディスカッションの場で下條村の未来を語り合いました。



▲ 3月3日 熊谷智史団長以下20名の消防団員が免命、佐藤副団長以下20名が入団し定数140名が確保されました。



▲ 3月22日 保育所にて卒園式が行われました。初めて入園したときから、心も体も大きく成長しました。小学校入学がたのしみですね。



▲ 3月24日 令和5年度第3回目の道の駅お客様感謝フェアが開催され、店内は多くのお客様で賑わいました。



カメラでみる 村の動き ズームアップ



▲ 3月15日に中学校、3月16日に小学校の卒業式が行われました。大きく成長した子どもたち。それぞれの進路に向けて、一步踏み出しました。



▲ 4月3日 保育所の入園式が行われ、新たに年中1名、年少20名をお迎えしました。



▲ 4月4日 小学校・中学校の入学式が行われました。新たに小学生20名、中学生27名を迎え、新学期がスタートしました。

村の人事

☆副村長に吉村善郎氏選任

一身上の都合により宮島俊明副村長が退任、三月十九日の定例議会において副村長の選任につき、吉村善郎氏が同意されました。

任期は四月一日から四年間です。



吉村 善郎 氏
(合上)

☆下條村教育委員会教育長に

佐川浩一氏任命

吉村善郎教育長の任期満了に伴い、三月十九日定例議会において教育長の任命につき、佐川浩一氏が同意されました。

任期は四月一日から三年間です。



佐川 浩一 氏
(新井)

☆下條村教育委員会教育委員に

伊藤里江氏任命

佐川教育委員の教育長への任命に伴い、三月十九日定例議会において、教育委員の任命につき伊藤里江氏が同意されました。

任期は前任の残任期間となる令和六年四月一日から令和八年九月三十日までです。



伊藤 里江 氏
(新中原)

役場の人事

次のとおり人事異動がありました。

☆退職 (三月三十一日付)

【副村長】

宮島 俊明

【総務課】

企画財政係

代田 雅夫

【保育所】

所長

保育士

保育士

保育士

宮沢能理子

伊藤 杏奈

今井由梨奈

柴 竜輝

保育士

熊谷 真由
(阿智村)

【教育委員会】

子育て支援員

村澤 恭子
(新井)

子ども第三の居場所

マネージャー

熊谷 力
(高森町)

サブマネージャー

木下 麻美
(飯田市)

保健師

宮坂 愛美
(伊那市)

【振興課】

コスモスの湯

管理人

實原 正晃
(入野)

【保育所】

保育士

田本 祥子
(上野原)

【福祉課】

福祉係

塩沢 宏平
(山一東)

【福祉課】

塩沢 宏平
(山一東)

【福祉課】

塩沢 宏平
(山一東)



☆四月一日付異動（ ）は前任

【総務課】

総務係 仲村 幸広
(振興課建設係)

【振興課】

建設係長 齋藤 充

建設係

(福祉課福祉係長)

柴田 純平

経済係長

(振興課経済係)

前沢 泰之

経済係

(総務課総務係)

田中 貴大

【福祉課】

福祉係

木下 満夏

管理栄養士

(振興課建設係)

土岐 美希

(会計年度任用職員)

【教育委員会】

事務局長

宮嶋 義人

(振興課長補佐兼経済係長)

【保育所】

所長

杉山 美穂

(保育所主任保育士)

◇出生

(子の名)

(保護者)

(地区)

大野 うみ

史耶

山二

下澤 紗佳

優一

中平

川上 蓮

宏明

中平

飯嶋 千尋

直幸

長原

熊谷 柊乃

駿

休戸

■死亡

(亡くなった人)

(年齢)

(喪主)

柳瀬 孝秋

伸彦

小松原

折山 裕美

芳治

粒三

荒谷ひろ糸

登

新田

中島 明彦

一恵

合南

原 昭八

直樹

北又

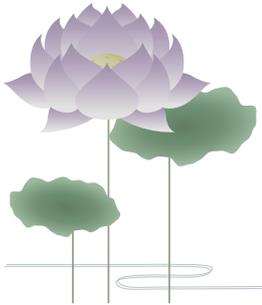
大口 幸輔

修平

手塚原

戸籍の窓口

(敬称略)
令和6年2月1日
～
令和6年4月1日
掲載承諾書受付分



国民健康保険からのお知らせ

～こんなときは忘れずに届け出を！～

4月は新生活が始まり、環境が変わることの多い時期です。次のときには、国民健康保険へ加入・脱退することになっています。14日以内に役場窓口で必ず手続きを行ってください。



こんなとき		必要なもの
加入	職場の健康保険などをやめた	社会保険を喪失したことが分かる証明書
	ほかの市区町村から転入した	転出元で交付された転出証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れた	扶養ではなくなったことが分かる証明書
脱退	職場の健康保険などへ加入した	国保と職場、両方の保険証
	ほかの市区町村へ転出する(した)	保険証(国保)
	職場の健康保険の被扶養者になった	国保と職場の両方の保険証
他	修学のため、他の市区町村に住む	保険証(国保)、在学証明書
	住所、世帯主、氏名が変わった	保険証(国保)

「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたら！

南海トラフ沿いの地域におけるマグニチュード8～9クラスの地震（いわゆる「南海トラフ地震」）の今後30年以内の発生確率は70%～80%とされています。

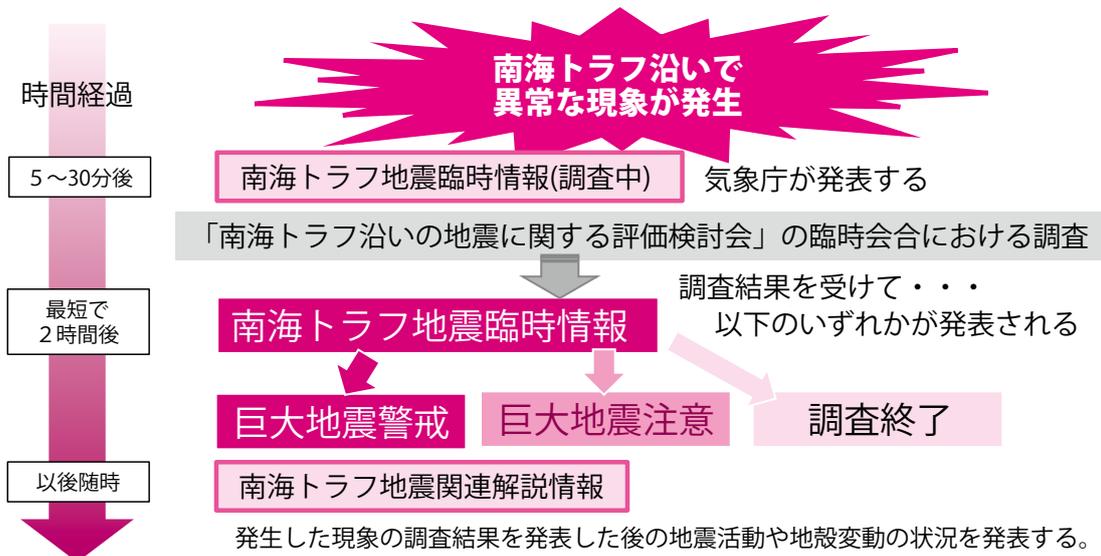
第3次長野県地震被害想定調査（平成27年3月）において、長野県内では最大震度6強の揺れが発生し、最大で死者数180人、建物被害（全壊・半壊合計）約2万3千棟、避難者数が約6万人と想定されています。村内もまた最大震度6弱が想定されるため、「南海トラフ地震防災対策推進地域」（県内34市町村）に指定されています。

「南海トラフ地震臨時情報」とは？

南海トラフ沿いでは、過去に大規模地震が時間差で発生するといった事例がありました。このため、南海トラフ地震対策については、特に大規模かつ時間差で発生する地震等に備えた対策が必要であり、南海トラフ沿いで地震等の異常な現象が観測された場合、国、地方公共団体、企業、住民等が防災対応をとりやすくすることを目的とし、「南海トラフ地震臨時情報」の運用が令和元年5月31日から開始されました。



「南海トラフ地震臨時情報」の基本的な流れ



「南海トラフ地震臨時情報」発表時に取るべき対応

	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
(最短) 2時間程度	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認等 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。
1週間	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認等 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 	
2週間	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 		

第2回 犬の登録と狂犬病予防注射の実施お知らせ

日時：令和6年5月9日（木）

時間は交付申請書（ハガキ）をご確認ください。

持ち物

1. 交付申請書（ハガキ）
2. 注射料金：3,600円（おつりのいらぬよう準備願います。）
3. 新たに飼い犬の登録をされる場合は、登録手数料3,000円が別途必要になります。



当日、指定された会場へ犬を連れて行けない方には、ご家庭へ伺う訪問注射もあります（但し飼い主の立会いが必要です）。

訪問料金が別途必要となります。（要問合せ）

訪問注射を希望する方は注射日までに役場振興課までご連絡下さい。

お問い合わせ先

振興課建設係 Tel 27-2311
獣医師会下伊那支部 Tel (0265)53-4801

令和6年度 緑の募金運動

日頃緑化推進にあたりましては、格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、緑化運動の一環である緑の募金を、本年も下記のとおり実施することになりました。昨年は、150,000円の協力をいただきまして、飯伊地区緑の募金委員会に納入させていただきました。小学校の新入児童に対し西洋シャクナゲの苗木の配布等、皆様の募金を市町村緑化事業として有効に使用させていただいております。本年も、ご協力よろしくお願いいたします。

1. 募金額 1戸 150円
2. 募金実施期間 令和6年 5月31日（金）まで
3. 募金の収納方法 5月31日までに各隣組単位にとりまとめて組長、または連絡員の方がみなみ信州農業協同組合下条支所へ別紙振込依頼書と一緒に納入していただくよう依頼しています。また、個人で募金される方は役場の募金箱でお預かりしています。

令和6年度 村税等納付のお願い

さて、新年度を迎え、令和6年度分の村税等の納付が今月より始まりますので、以下の事項に留意いただき、納付くださいますよう、お願いいたします。

* 令和6年度（2024年4月～）から森林環境税の課税が始まります

* 森林環境税とは

森林環境税は、令和6年度（2024年）から国内に住所を有する個人に対して新たに課税される国税です。個人住民税均等割の枠組みを用いて、年額1,000円/人を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は全額が森林環境税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

* 令和6年度以降の村・県民税均等割及び森林環境税について

個人住民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度からの10年間にわたり、臨時的に年額1,000円が引き上げられ、賦課徴収されておりました。この臨時的措置が令和5年度（2023年）をもって終了し、令和6年度（2024年）から新たに森林環境税が導入されます。

区分	名称	令和5年度（2023年）まで	令和6年度（2024年）以降
国税	森林環境税	-	1,000円
県民税	個人住民税均等割	2,000円	1,500円
村民税		3,500円	3,000円
合計		5,500円	5,500円

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

* 納付書の一括送付について

村税につきましては、納税通知と同時に年間分の納付書を一括送付いたします。お手元に届きました納付書を納期毎にご利用いただくようお願いいたします。

なお、納付月の税目については、納付年表にてご確認ください、期限内の納付にご理解と協力いただきますよう、お願いいたします。

■ 税・料金について、口座振替をご利用の方は、毎月25日（休日の場合は、翌営業日）が振替日となりますので、残高不足で振替不能にならないよう、口座振替日前に都度ご確認くださいよう、お願いいたします。また、残高不足により振替ができなかった場合、翌月の5日（休日の場合翌営業日）に再振替を行いますのでご承知おきください。

各税・料金に関するお問い合わせ先

11月	12月	1月	2月	3月
11月25日	12月25日	1月27日	2月25日	3月25日
12月5日	1月10日	2月5日	3月5日	4月7日
12月2日	1月6日	1月31日	2月28日	3月31日
	第4期	随時分	随時分	随時分
第3期		第4期		
11月分	12月分	1月分	随時分	随時分
11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
11月分	12月分	1月分	2月分	
10月利用分	11月利用分	12月利用分	1月利用分	2月利用分

●村・県民税 ●軽自動車税	●固定資産税
住民税務課税務会計係	27-2346

●国民健康保険税	27-2311
住民税務課住民係	
●水道料	
振興課建設係	
●住宅使用料 ●浄化槽使用料 維持管理料	振興課経済係

●介護保険料	●後期高齢者医療保険料
福祉課福祉係	27-1231

●保育料 ●学童保育料	●学校給食費
教育委員会	27-1050

税目ごと個別の留意点

■国民健康保険税について【住民税務課】

*普通徴収

4月より暫定徴収(昨年度の年税額の10分の3を4月から6月にかけて徴収)が始まりますので、納税通知書をご確認ください。なお、口座振替の方につきましては、納税通知書のみ送付しますので、金融機関及び口座番号をご確認ください。

*特別徴収

国保加入者全員が65～74歳の世帯の保険税は、世帯主の年金から天引きされます。ただし、世帯主が国保加入者以外の場合や、年金額が年額18万円未満の場合、または介護保険料の天引と合わせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きは実施されず、普通徴収となります。

■軽自動車税について【住民税務課】

5月が納付月となりますので、来月改めてご通知いたします

■村・県民税について【住民税務課】

6月・8月・10月・12月の年4回徴収になります。

6月に送付される納税通知書をご覧ください。

4月1日現在、65歳以上の年金受給者のうち、住民税の納税義務のある方は、公的年金から天引きされます。

■固定資産税について【住民税務課】

7月・9月・11月・1月の年4回徴収になります。

7月に送付される納税通知書をご覧ください。

■水道料について【振興課】

水道料の通知については、メーター検針(2ヶ月に1度)の折にお届けする「使用水量のお知らせ」をもって通知に代えさせていただきますのでご了承ください。

■介護保険料について【1号被保険者-福祉課】

【2号被保険者-住民税務課】

*65歳以上(1号被保険者)

年金が年額18万円以上の方は、年金から天引きされます(年金天引きをする場合、切り替えに半年ほど期間を要しますので、その間は納付書または口座振替にて納付をお願いいたします)。

年金が年額18万円未満の方は、納付書または口座振替にて納付していただきます。

*40～64歳(2号被保険者)

国民健康保険ご加入の方は、国民健康保険税に含まれて納めていただきますので、7月に送付される納税通知書をご確認ください。

■後期高齢者医療保険料について【福祉課】

保険料は、介護保険料と同様に年金から天引きされます。年金から天引きできない方は、本年も4月から納付書または口座振替にて納付していただきます。

令和6年度村税等納付年表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
口座振替日	4月25日	5月27日	6月25日	7月25日	8月26日	9月25日	10月25日
再振替日	5月10日	6月5日	7月5日	8月5日	9月5日	10月7日	11月5日
納期限	4月30日	5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日
村・県民税			納税通知 第1期		第2期		第3期
固定資産税				納税通知 第1期		第2期	
軽自動車税		納税通知 納付月					
国民健康保険税 (普通徴収) ※介護保険2号保険料含む	4月分 (暫定)	5月分 (暫定)	6月分 (暫定)	納税通知 7月分	8月分	9月分	10月分
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)	4月分 (暫定)	5月分 (暫定)	6月分 (暫定)	7月分	8月分	9月分	10月分
介護保険料 (1号被保険者) 65歳以上で年金18万円未満の方等	4月分 (暫定)	5月分 (暫定)	6月分 (暫定)	7月分	8月分	9月分	10月分
水道料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分
保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分
住宅使用料 浄化槽使用料(村営住宅)	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分
学校給食費		5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分
学童保育料	前年度 3月利用分	4月利用分	5月利用分	6月利用分	7月利用分	8月利用分	9月利用分

※税額等については、納税通知書をご確認ください。 ※ご不明な点につきましては、役場各担当までお問い合わせください。

マイナ保険証をご利用ください



- 本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります -

マイナ保険証を使うメリット

1 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが**できます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



・ 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。

※ 有効期限が2025（令和7）年12月1日以前に切れる場合は、その有効期限まで使えます。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合、使えなくなります。

※ 下條村の国民健康保険に加入している方は、令和6年7月下旬に有効期限が令和7年7月31日までの保険者証をお届けする予定です。その有効期限をもって現行の保険証の使用期間は終了します。

・ 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、次の2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■次のいずれかの方法を選択してください

- ① 申請書のQRコードをスマホで読み取りオンラインで申請
- ② 申請書に証明写真等を貼り必要事項を記入し郵便で申請

※申請書が見当たらない方は役場窓口で再発行することができます

- ③ まちなかの証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。事前に登録せずに、初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。

■ 保険証として登録されているか確認する方法

スマホやパソコンで「マイナポータル」から確認できます。

※ 役場窓口にはマイナポータル専用パソコンがあり、登録・確認することができます。お気軽にお問い合わせください。



マイナ保険証のつかい方

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。

マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの？



マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違うと機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。

マイナンバーカード・マイナ保険証に関する問い合わせは住民税務課住民係まで 27-2311

粗大ごみ・小型家電の一斉収集

日時

令和6年5月11日(土) 8:00 ~ 12:00

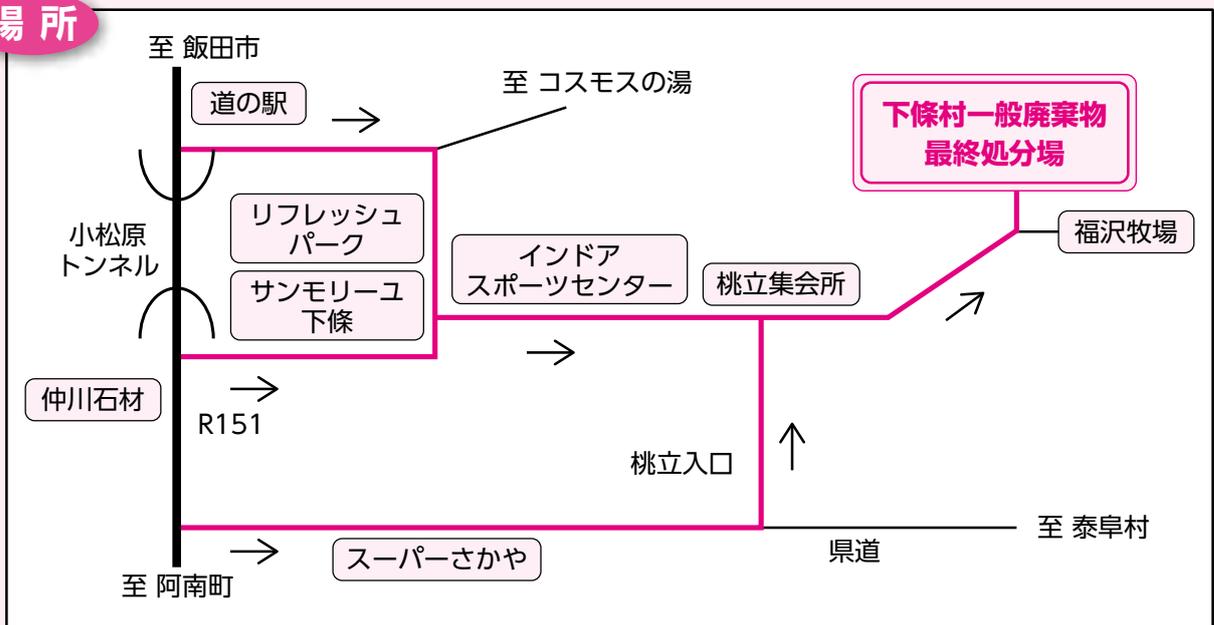
令和6年5月12日(日) 8:00 ~ 12:00

※上記時間以外の持ち込みは受け付けません。



粗大ごみ

場所



処理費用

リサイクル処理や処分場整地の費用に充てるため、処理費用を徴収します。

軽トラック (乗用車・軽バン含)	2,000円/台
大型車両 (2t車まで)	4,000円/台



※なるべくおつりのないようご用意ください。

※2t車を超える大きな車での持ち込みはできません。

収集する品目

ガスコンロ、石油ストーブ(電池・灯油は除くこと)、自転車、オートバイ
 鉄くず類(毎月の収集日に出せないもの)、ガラス、サッシ
 燃やすごみに該当しないプラスチック
 (カーボン・グラスファイバー製品及び金属等との複合素材品)
 ※木やプラスチックと一体になっているものは可能な限り分解してください

稲葉クリーンセンターの稼働に伴い、硬質プラスチック等は燃やすごみで排出していただくこととなっておりますので、分別ポスターをご覧ください。

小型家電

場所 コスモホール駐車場 **処理費用** 無料

収集する品目 <家庭で不要となった電機や電池で動く家電製品が広く対象となります>

対象品目	具体的な例
通信機器	電話機、ファックス、携帯電話、カーナビ
	ETC車載ユニット、ラジオ
AV機器	デジカメ、フィルムカメラ、ビデオデッキ、CDプレイヤー
	DVDプレイヤー・レコーダー、BS/CSアンテナ
パソコン及び周辺機器	パソコン（デスクトップ型、ノート型）、モニター、マウス
	キーボード、プリンター、ハードディスク、USBメモリ
生活家電	掃除機、電動ミシン、アイロン、ドライヤー、電気シェーバー、電動歯ブラシ
	家庭用噴霧器、電気ストーブ、扇風機、照明器具、懐中電灯、時計
	電気こたつ（ヒーターユニットのみ）、電子タバコ※
調理器具	電子ジャー、電子レンジ、電気食器洗い乾燥機、トースター、ミキサー
	ホットプレート、フードプロセッサー、電気もちつき機
健康機器 医療機器	体組成計、体脂肪計、デジタル歩数計
	電子体温計、電子血圧計、家庭用吸引器、家庭用磁気治療器
園芸機器 電気工具	電気芝刈り機、電気グラインダー
	電気ドリル、電気サンダー
電子玩具 電子楽器	電子ゲーム機、カセット式ゲームソフト
	電子キーボード、電子ギター

※表に記載したものは一例です。記載の無いものでも回収対象となるものがあります。
 ※電子タバコについては、分解できない為、そのままご持参いただき専用の箱へ入れてください。
 ※事業系のごみは収集していません。絶対に持ち込まないでください。
 ※電子機器内の個人情報については、あらかじめ消去してください。
 ※電池、バッテリー、蛍光灯、電球、灯油等は取り除いてください(取り除いたものは従来通りの処分方法をお願いします)。
 ※一度排出された小型家電は、返却できませんのでご了承ください。

共通して収集しないもの

■リサイクル家電 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン

→郵便局で家電リサイクル券を購入し指定場所へ運搬するか、リサイクル費用および運搬料を自己負担のうえ専門業者へ引き渡してください。

■消火器

→消防団にて行う収集等をご利用ください。

■定期収集のごみ

燃やすごみ、PET、容器包装プラ、缶、ビン等
古紙（新聞・ダンボール・雑誌）*毎月第4木曜日又は中学校資源回収（7月）
有害ごみ（蛍光灯・乾電池）*12月予定（1回/年）

■燃やすごみ

布団、布類、畳、木製家具、硬質プラスチック製品（衣装ケース等）、皮革製品（靴、鞆等）、ゴム製品等

→稲葉クリーンセンターへ直接持ち込むことができます。

■村で収集しないごみ

ソファー、マット類、あぜ波シート、廃油缶、ガスボンベ、瓦・レンガ・ブロック、タイヤ、焼却灰、バッテリー、電気毛布、マッサージ器、農薬空容器、防災加工品 等々

→民間の一般廃棄物処理業者へ処理を依頼するなどしてください。

注意事項

*事業系のごみは収集していません。絶対に持ち込まないでください。
 *使用可能な物は長期使用に努め、できる限りごみの減量にご協力ください。
 *その他、ご不明な点については、担当までお問い合わせ下さい。

担当：振興課
TEL 0260-27-2311

(令和6年4月1日現在)

係 員	主な仕事
[主 任] 仲村 幸広 [主任主事] 塩沢歩乃佳 [総務課付主任主事] 篠田 昇吾 [運 転 手] 丸山 実美 (CATVプロデューサー) [公 仕] 小田 亜弥	議会・監査／選挙・庶務／給与・人事／消防・水防／防犯・防災／庁舎管理／行政相談／交通安全／交通共済／自動車運転
[主 任] 久保田知子 [主 任] 若桑 絵美 [主 任] 川上 絵莉 [主 事] 木下 隼 [主任 兼 リニア担当] 佐々木洋平	財務・財政／DX推進／総合計画／企画開発／国土利用計画／広域・活性化計画／音声告知放送・CATV／情報化推進・統計(国調)／ふるさと納税／移住定住／リニア残土対策／広報／景観指針
[主任主事] 田中 貴大 [主任主事] 福島 優治 (農業委員会書記) [主 事] 池戸 耀 [普 及 員] 岡田 孝章 ふるさと体験館 [管理人] 木下健二 [管理人] 實原 正晃 公園 [管理人] 柳瀬 雅樹 道の駅 [管理人] 中村 岳史 地域おこし協力隊 成田慎太郎	農業振興／農業委員会／消費者行政／商工観光／農業改良普及／林務／公園管理／温泉管理／住宅／地域ブランド／景観整備
[主任主事] 柴田 純平 [主 事] 尾曾 幸紀 [主 事] 伊藤 空	土木・治山／林道／災害復旧／砂防・水道／土地改良／国有財産払下／環境衛生／設計・登記／土地管理／景観整備
[主査保健師] 下平 宏美 [主任主事] 古田 透 [主任主事] 木下 満夏 [主 事 補] 塩沢 宏平 [主任主事補 管理栄養士] 土岐 美希 [保健師見習] 宮坂 愛美 [福 祉 員] 熊谷 真司 [福 祉 員] 小林さゆり [福 祉 員] 代田 京子	健康増進／老人福祉／障害者福祉／児童福祉／介護保険／地域包括支援センター／福祉医療／民生児童委員協議会／災害援助／保健衛生／母子保健／後期高齢者医療／予防衛生／社会福祉協議会
[主 任] 伊原 裕子 [主 事] 代田 果椰	受付案内／戸籍／諸証明／住民登録／統計／国民年金／国民健康保険／国保税／その他住民サービス
[主 任] 矢崎 智幸 [主 事] 金田 諒	会計全般／税務全般 (国保税を除く)
[主 任] 小木曾彩香 [主任主事] 大野 史耶 [社会教育指導員] 佐々木ひとみ [子育て支援員] 村澤 恭子 小学校 [講 師] 伊東 陽子 [児童支援講師] 廣田 一夫 [公 仕] 宮島 芳孝 中学校 [講 師] 北條 健吾 [公 仕] 大石 敏男 給食センター 新井奈緒美 熊谷 美保 村松 昭子	学校教育／社会教育／学校公仕／学校給食／公民館全般
[保育士] 幾島 美鈴 [保育士] 金田 由枝 [保育士] 松枝 幸子 [保育士] 串原 郁恵 [保育士] 加藤 美佳 [保育士] 村松すず佳 [保育士] 伊東茉佑子 [保育士] 古田美桜菜 [保育士見習] 田本 祥子 [保育士見習] 熊谷 真由 [給 食] 熊谷 宏子 [給 食] 棚田ルシ与志 [栄養士 兼 調理員] 熊谷 夏野 [兼主任] 小木曾彩香	保育全般／保育所調理
[司書補助] 北原 千枝	図書館業務
[主任主事] 大野 史耶	
[公民館主事] 大野 史耶	

下條村役場職員組織表

		課	課長	係	課長補佐・係長
	村長 金田 憲治	総務課	[総務課長] 久保田克郎 (議会議務局長) (選管書記長)	総務係 27-2311	[係長] 井原 司 (議会議務局書記) (選挙管理委員会書記) (監査委員事務局書記)
				企画財政係 27-2346 (直通)	[係長] 飯島 茂勝
	副村長 吉村 善郎	振興課	[振興課長] 宮嶋 徹 (農業委員会事務局長)	経済係 27-2311	[係長] 前沢 泰之
				建設係 27-2311	[係長] 齋藤 充
		福祉課	[福祉課長] 細田 剛 (いきいきらんど下條所長)	福祉係 27-1231	[担当係長 兼 保健師] 小林あゆみ [係長] 牛山紀久美
		住民税務課	[住民税務課長 兼 会計管理者] 宮澤 孝昭	住民係 27-2311	[係長] 勝又 美和
				税務会計係 27-2346(直通)	[兼税務会計係長] 宮澤 孝昭
	教育長 佐川 浩一	教育委員会	[事務局長] 宮嶋 義人	教育係 27-1050 (直通)	
				保育所係 27-2057 (直通)	[所長兼係長] 杉山 美穂
			[館長] 佐川 浩一	図書館 27-3585(直通)	[担当係長] 近藤 明子
			[所長] 佐川 浩一	下條村B&G 海洋センター	
			[公民館長] 宮島 好文	公民館	
			[マネージャー] 熊谷 力	子ども 第三の居場所	[サブマネージャー] 木下 麻美

